

# 伊 勢 市 公 報

第 254 号  
平成 28 年 6 月 6 日  
月 曜 日

## 目 次

	頁
<b>上下水道事業管理規程</b>	
○ 伊勢市公共下水道条例施行規程の一部を改正する規程	3
<b>告 示</b>	
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	7
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	8
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	9
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	10
○ 地縁団体の認可について	11
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	13
<b>教育委員会告示</b>	
○ 教育委員会会議の招集について	14
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 五十鈴川用土地改良区総代選挙関係	
・ 選挙期日等について	15
・ 選挙長の行う告示の方法について	16
・ 候補者届出書等の提出場所について	17
・ 候補者届出書等の様式について	18
・ 投票用紙等に押すべき印について	19
・ 選挙長及び同職務代理者の選任について	21
・ 選挙立会人の選任について	22
・ 投票用紙の様式について	23
・ 当選した者の氏名及び住所について	25
<b>五十鈴川用土地改第 1 選区選挙長告示</b>	
○ 五十鈴川用土地改良区総代選挙第 1 選挙区選挙長関係	
・ 候補者の届出について	28
・ 無投票の確定について	30
・ 選挙会の日時及び場所について	31
<b>五十鈴川用土地改第 2 選区選挙長告示</b>	
○ 五十鈴川用土地改良区総代選挙第 2 選挙区選挙長関係	
・ 候補者の届出について	32
・ 無投票の確定について	34
・ 選挙会の日時及び場所について	35
<b>農業委員会告示</b>	
○ 農業委員会総会の招集について	36
<b>上下水道事業告示</b>	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	37
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	38

- 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について 39

**公 告**

- 犬の抑留について 40
- まちづくり協議会の公告事項の変更について 41
- まちづくり協議会の公告事項の変更について 42
- まちづくり協議会の公告事項の変更について 43
- まちづくり協議会の公告事項の変更について 44
- 犬の抑留について 45
- 伊勢市地域農業の振興に関する計画の変更に係る案の縦覧について 46

伊勢市公共下水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように

定める。

平成28年 5 月16日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 上下水道事業管理規程第 4 号

伊勢市公共下水道条例施行規程の一部を改正する規程

伊勢市公共下水道条例施行規程（平成 17 年上下水道事業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号の 2 を次のように改める。

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

伊勢市長



排水設備設置義務免除許可（不許可）通知書

年 月 日付けで申請のあった排水設備設置義務免除について、次のとおり許可（不許可）の決定をしたので、通知します。

記

区 分	許 可 ・ 不許可
申請場所	伊勢市
排除水の種類	<input type="checkbox"/> 冷却水 <input type="checkbox"/> プール排水（プール水・オーバーフロー水・逆洗水） <input type="checkbox"/> その他（ ）
排除水量（m <sup>3</sup> /日）	
排除開始日	年 月 日から
許可条件等	
備 考	

（教示）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

伊勢市告示第 72 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
神社港自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定  
により告示します。

平成 28 年 5 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	安 田 千 代
	伊勢市神社港 294 番地 14
変更後	濱 村 秀 男
	伊勢市神社港 357 番地

伊勢市告示第 73 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
中島旭町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規  
定により告示します。

平成 28 年 5 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	神 原 佑 司
	伊勢市中島 2 丁目 5 番 15 号
変更後	浦 田 晴 記
	伊勢市中島 2 丁目 6 番 6 号



伊勢市告示第 74 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
檜原町会自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規  
定により告示します。

平成 28 年 5 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	奥 田 衛
	伊勢市檜原町 111 番地
変更後	奥 田 真 一
	伊勢市檜原町 143 番地

伊勢市告示第 75 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、五十鈴ヶ丘団地自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 28 年 5 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 小 出 三 郎

伊勢市中之町 20 番地 100

変更後 小 倉 広 嗣

伊勢市楠部町 263 番地 187

伊勢市告示第 76 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づく地縁による団体を次のとおり認可しましたので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 28 年 5 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 名称

ライブリーシティ伊勢前山自治会

2 規約に定める目的

居住者相互の連携と親睦を図り、住み良いまちづくりを推進することを目的とする。

3 区域

本会の区域は、伊勢市前山町 1351 番地 1 から 1351 番地 23 まで、1351 番地 50 から 1351 番地 79 まで、1351 番地 91 から 1351 番地 132 まで、1435 番地 4 から 1435 番地 11 まで、1365 番地 15 から 1365 番地 38 まで、1365 番地 47 から 1365 番地 50 まで、1365 番地 56 の区域とする。

4 主たる事務所

本会の事務所は、会長宅に置く。

5 代表者の氏名及び住所

濱地 幸和

伊勢市前山町 1351 番地 23

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

- (1) 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。
- (2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

平成 28 年 5 月 18 日

伊勢市告示第 77 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、津村町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 28 年 5 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	世 古 昌 也
	伊勢市津村町 587 番地
変更後	橋 本 和 明
	伊勢市津村町 879 番地

伊勢市教育委員会告示第9号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成28年5月18日

伊勢市教育委員会

教育長 北村 陽

記

- 1 日 時 平成28年5月23日（月）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件
  - 議案第18号 伊勢市教育研究所条例の一部改正について
  - 議案第19号 伊勢市社会教育委員の委嘱について
  - 議案第20号 伊勢市立図書館協議会委員の任命について
  - 議案第21号 平成28年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」報告書（案）について

伊勢市選挙管理委員会告示第8号

平成28年5月27日任期満了の五十鈴川用水土地改良区総代選挙について、下記のとおり執行します。

平成28年5月16日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 西宮 晴一

記

- |            |                                     |
|------------|-------------------------------------|
| 1 選挙期日     | 平成28年5月23日(月)                       |
| 2 投票時間     | 午前9時から午後2時まで                        |
| 3 選挙すべき総代数 | 第1選挙区 17人(鹿海町)<br>第2選挙区 17人(一色町・通町) |

伊勢市選挙管理委員会告示第9号

平成28年5月23日執行の五十鈴川用水土地改良区総代選挙における選挙長の行う  
告示は、伊勢市公告式条例によります。

平成28年5月16日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 西宮 晴一



伊勢市選挙管理委員会告示第 10 号

平成 28 年 5 月 23 日執行の五十鈴川用水土地改良区総代選挙における候補者届出書等の提出場所を、下記のとおり定めます。

平成 28 年 5 月 16 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 西 宮 晴 一

記

提出場所 伊勢市鹿海町 991 番地  
五十鈴川用水土地改良区事務所

伊勢市選挙管理委員会告示第 11 号

平成 28 年 5 月 23 日執行の五十鈴川用水土地改良区総代選挙における候補者届出書等の様式を、下記のとおり定めます。

平成 28 年 5 月 16 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 西 宮 晴 一

記

1 候補者届出書

公職選挙法施行規則別記第 19 号様式のうち添付書類欄を除き横書きとし、これを準用します。

2 候補者辞届出書

公職選挙法施行規則別記第 16 号様式の 17 を横書きとし、これを準用します。

伊勢市選挙管理委員会告示第 12 号

平成 28 年 5 月 23 日執行の五十鈴川用水土地改良区総代選挙に用いる投票用紙等に  
押すべき印を、別紙のとおり定めます。

平成 28 年 5 月 16 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 西 宮 晴 一



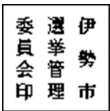
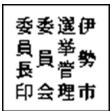
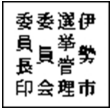

## ○伊勢市選挙管理委員会規程

平成17年11月1日

選挙管理委員会訓令第1号

第1条から第24条まで 略

第25条(公印) 公印の名称、書体、規格、使用区分等は、次のとおりとする。

公印の名称	書体	規格		使用区分	材質	個数
		寸法	刻子			
委員会印	れい書	方30mm		委員会名をもつてする一般文書用	木	1
委員会印	れい書	方21mm		委員会名をもつてする特殊な文書用	水牛	3
同(縮少印)	れい書	方13mm		永久選挙人名簿原本(カード)用	銅	1
委員長印	れい書	方24mm		委員長名をもつてする一般文書用	木	1
同	てん書	方24mm		選挙人名簿原本及び抄本用	木	1
事務局長印	れい書	方21mm		事務局長名をもつてする一般文書用	木	1

伊勢市選挙管理委員会告示第 13 号

平成 28 年 5 月 23 日執行の五十鈴川用水土地改良区総代選挙における選挙長及び同職務代理者を、下記のとおり選任します。

平成 28 年 5 月 16 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 西 宮 晴 一

記

選挙区	選 挙 長		選挙長の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
第 1	省略	上野 尚	省略	山口 周一
第 2	省略	杉浦 勝治	省略	森 務

伊勢市選挙管理委員会告示第 14 号

平成 28 年 5 月 23 日執行の五十鈴川用水土地改良区総代選挙における選挙立会人を、  
下記のとおり選任します。

平成 28 年 5 月 16 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 西 宮 晴 一

記

選挙 区名	選 挙 立 会 人			
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
第 1	省略	上野 安二	省略	中口 清
第 2	省略	吉川 行洋	省略	竜田 耕一

伊勢市選挙管理委員会告示第 15 号

五十鈴川用水土地改良区総代選挙における投票用紙の様式を別紙のとおり定めます。

平成 28 年 5 月 16 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

<p>こうほしゃしめい 候補者氏名</p>	<p>平成二十八年 執行 五十鈴川用水利改良区総代選挙投票</p> <p>○ 注意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <p>伊勢市 選挙管理 委員会印</p>
---------------------------	---



伊勢市選挙管理委員会告示第 16 号

平成 28 年 5 月 23 日執行の五十鈴川用水土地改良区総代選挙において、土地改良法施行令第 21 条第 1 項の規定による当選人の報告を受け、同令第 22 条第 2 項の規定により当選証書を付与したので、同令第 21 条第 2 項の規定並びに同令第 22 条第 2 項の規定により、下記のとおりその者の住所及び氏名を告示します。

平成 28 年 5 月 24 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

1 五十鈴川用水土地改良区総代選挙当選者

別紙当選者一覧表のとおり

## 五十鈴川用水土地改良区総代選挙第1選挙区当選人一覧表

(定数 17人 当選人 17人)

住 所	氏 名	住 所	氏 名
省略	磯島 幸市	省略	中世古 浩紀
省略	亀田 元彦	/	
省略	杉本 芳男		
省略	磯嶋 升		
省略	奥野 芳雄		
省略	奥野 美男		
省略	河原 弘和		
省略	坂口 幸久		
省略	鈴木 一義		
省略	世古 富男		
省略	世古 泉		
省略	和田 元保		
省略	森口 亀久郎		
省略	東内 精司		
省略	上野 素裕		
省略	亀田 篤		

## 五十鈴川用水土地改良区総代選挙第2選挙区当選人一覧表

(定数 17人 当選人 17人)

住 所	氏 名	住 所	氏 名
省略	楠 孝雄	省略	中川 清
省略	龍田 久美男	/	
省略	竹内 幸一		
省略	菊川 保夫		
省略	南平 隆宏		
省略	森本 廣己		
省略	南平 慎一		
省略	濱口 健次		
省略	藤浪 次三男		
省略	藤本 正敏		
省略	沖河 孝男		
省略	土谷 元昭		
省略	藤本 眞彦		
省略	吉川 馨		
省略	河原 武弘		
省略	須崎 正博		

五十鈴川用水土改第1選区選挙長告示第1号

平成28年5月23日執行の五十鈴川用水土地改良区総代選挙第1選挙区における候補者として、別紙のとおり届出がありました。

平成28年5月17日

五十鈴川用水土地改良区総代選挙  
第1選挙区 選挙長 上野 尚

届出 受理 番号	届出 月日	届出 の別	ふ り が な 候補者氏名	性 別	住 所	生年月日	満 年 齢	党 派	職 業
1	5.17	本人	いそじま こういち 磯島 幸市	男	省略	S 26. 9. 28	64	無所属	農業
2	5.17	本人	かめだ もとやす 亀田 元彦	男	省略	S 30. 3. 30	61	無所属	農業
3	5.17	本人	すぎもと よしお 杉本 芳男	男	省略	S 24. 3. 25	67	無所属	農業
4	5.17	本人	いそしま のぼる 磯嶋 升	男	省略	S 27. 4. 15	64	無所属	農業
5	5.17	本人	おくの よしお 奥野 芳雄	男	省略	S 23. 4. 17	68	無所属	農業
6	5.17	本人	おくの よしお 奥野 美男	男	省略	S 15. 2. 19	76	無所属	農業
7	5.17	本人	かわはら ひろかず 河原 弘和	男	省略	S 28. 11. 1	62	無所属	農業
8	5.17	本人	さかぐち ゆきひさ 坂口 幸久	男	省略	S 27. 7. 10	63	無所属	農業
9	5.17	本人	すずき かずよし 鈴木 一義	男	省略	S 15. 7. 5	75	無所属	農業
10	5.17	本人	せこ とみお 世古 富男	男	省略	S 33. 1. 28	58	無所属	農業
11	5.17	本人	せこ いづみ 世古 泉	男	省略	S 27. 10. 2	63	無所属	会社員兼農業
12	5.17	本人	わだ もとやす 和田 元保	男	省略	S 46. 4. 19	45	無所属	農業
13	5.17	本人	もりぐち きくお 森口 亀久郎	男	省略	S 27. 11. 11	63	無所属	農業
14	5.17	本人	とうない せいし 東内 精司	男	省略	S 22. 10. 26	68	無所属	農業
15	5.17	本人	うえの もとひろ 上野 素裕	男	省略	S 33. 6. 7	57	無所属	農業
16	5.17	本人	かめだ あつし 亀田 篤	男	省略	S 25. 4. 16	66	無所属	農業
17	5.17	本人	なかぜこ ひろき 中世古 浩紀	男	省略	S 37. 6. 5	53	無所属	農業

五十鈴川用水土改第1選区選挙長告示第2号

平成28年5月23日執行の五十鈴川用水土地改良区総代選挙第1選挙区において、届出のあった候補者がその選挙区における総代の定数を超えないため、投票は行いません。

平成28年5月17日

五十鈴川用水土地改良区総代選挙  
第1選挙区選挙長 上野 尚

五十鈴川用水土改第1選区選挙長告示第3号

平成28年5月23日執行の五十鈴川用水土地改良区総代選挙第1選挙区における選挙会の日時及び場所を、下記のとおり定めます。

平成28年5月17日

五十鈴川用水土地改良区総代選挙  
第1選挙区選挙長 上野 尚

記

- |   |     |                        |
|---|-----|------------------------|
| 1 | 日 時 | 平成28年5月23日（月）午前10時     |
| 2 | 場 所 | 伊勢市鹿海町994番地1<br>鹿海町公民館 |

五十鈴川用水土改第2選区選挙長告示第1号

平成28年5月23日執行の五十鈴川用水土地改良区総代選挙第2選挙区における候補者として、別紙のとおり届出がありました。

平成28年5月17日

五十鈴川用水土地改良区総代選挙  
第2選挙区 選挙長 杉浦 勝治



届出 受理 番号	届出 月日	届出 の別	ふ り が な 候補者氏名	性 別	住 所	生年月日	満 年 齢	党 派	職 業
1	5.17	本人	くす たか 楠 孝雄	男	省略	S 24. 5. 7	67	無所属	農業
2	5.17	本人	たつ だ 龍田 久美男	男	省略	S 18. 5. 5	73	無所属	農業
3	5.17	本人	たけ うち 竹内 幸一	男	省略	S 25. 4. 2	66	無所属	農業
4	5.17	本人	きく がわ 菊川 保夫	男	省略	S 15. 4. 28	76	無所属	農業
5	5.17	本人	なん べい 南平 隆宏	男	省略	S 30. 7. 26	60	無所属	農業
6	5.17	本人	もり もと 森本 廣己	男	省略	S 17. 1. 25	74	無所属	農業
7	5.17	本人	なん べい 南平 慎一	男	省略	S 33. 12. 8	57	無所属	農業
8	5.17	本人	はま ぐち 濱口 健次	男	省略	S 20. 8. 12	70	無所属	自営業兼農業
9	5.17	本人	ふじ なみ 藤浪 次三男	男	省略	S 26. 7. 28	64	無所属	会社員兼農業
10	5.17	本人	ふじ もと 藤本 正敏	男	省略	S 26. 5. 31	64	無所属	会社員兼農業
11	5.17	本人	おき がわ 沖河 孝男	男	省略	S 22. 4. 12	69	無所属	農業
12	5.17	本人	つち や 土谷 元昭	男	省略	S 37. 2. 27	54	無所属	農業
13	5.17	本人	ふじ もと 藤本 眞彦	男	省略	S 26. 10. 6	64	無所属	農業
14	5.17	本人	よし かわ 吉川 馨	男	省略	S 18. 1. 21	73	無所属	農業
15	5.17	本人	かわ はら 河原 武弘	男	省略	S 30. 7. 10	60	無所属	農業
16	5.17	本人	す さき 須崎 正博	男	省略	S 31. 12. 27	59	無所属	農業
17	5.17	本人	なか がわ 中川 清	男	省略	S 23. 12. 19	67	無所属	農業

五十鈴川用水土改第2選区選挙長告示第2号

平成28年5月23日執行の五十鈴川用水土地改良区総代選挙第2選挙区において、届出のあった候補者がその選挙区における総代の定数を超えないため、投票は行いません。

平成28年5月17日

五十鈴川用水土地改良区総代選挙  
第2選挙区選挙長 杉 浦 勝 治

五十鈴川用水土改第2選区選挙長告示第3号

平成28年5月23日執行の五十鈴川用水土地改良区総代選挙第2選挙区における選挙会の日時及び場所を、下記のとおり定めます。

平成28年5月17日

五十鈴川用水土地改良区総代選挙  
第2選挙区選挙長 杉浦勝治

記

- |   |     |                        |
|---|-----|------------------------|
| 1 | 日 時 | 平成28年5月23日（月）午前10時     |
| 2 | 場 所 | 伊勢市鹿海町994番地1<br>鹿海町公民館 |

伊勢市農業委員会告示第 1 号

伊勢市農業委員会第 16 回総会を次のとおり招集します。

平成 28 年 5 月 27 日

伊勢市農業委員会  
会長 早 川 繁 一

- 1 招集の日時 平成 28 年 6 月 2 日（木）午後 1 時
- 2 招集の場所 伊勢市立御菌公民館 2 階講堂
- 3 付議すべき事項  
議案第 1 号 平成 27 年度伊勢市農業委員会事業報告について  
議案第 2 号 平成 28 年度伊勢市農業委員会事業計画（案）について

## 伊勢市上下水道事業告示第 19 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成 28 年 5 月 18 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成 28 年 5 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日  
平成 28 年 6 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する  
小木町、勢田町、二俣 1 丁目、二俣 2 丁目、辻久留 1 丁目、中島 2 丁目、大世古 4 丁目及び小俣町相合の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 伊勢市大湊町 1126 番地  
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

伊勢市上下水道事業告示第 20 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 28 年 5 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
348	トレジャーホーム株式会社	亀山市南野町 1 番地 17	平成 28 年 5 月 9 日
349	富士電設備株式会社	松阪市石津町 335 番地 1	平成 28 年 5 月 9 日

伊勢市上下水道事業告示第 21 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 28 年 5 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
396	富士電設備 株式会社	松阪市石津町 335 番地 1	平成 28 年 5 月 19 日
397	トレジャーホーム 株式会社	亀山市南野町 1 番 17 号	平成 28 年 5 月 19 日
398	尾上管工業	松阪市射和町 504 番地 1	平成 28 年 5 月 19 日
399	矢形設備工業	伊勢市小俣町宮前 552 番地 7	平成 28 年 5 月 19 日

伊勢市公告第 49 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 28 年 5 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	勢田町	雑種	茶	雄	中	91 日 以上	青い首 輪、鎖、 南京錠 付き

2 抑留した日 平成 28 年 5 月 13 日

3 抑留期限 平成 28 年 5 月 20 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）



伊勢市公告第 50 号

伊勢市ふるさと未来づくり条例（昭和 26 年伊勢市条例第 38 号）第 9 条第 1 項の規定により、進修まちづくりの会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により公告します。

平成 28 年 5 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名

変更前 森 田 壽 英

変更後 林 寿 一

伊勢市公告第 51 号

伊勢市ふるさと未来づくり条例（平成 26 年伊勢市条例第 38 号）第 9 条第 1 項の規定により、豊西まちづくりの会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により公告します。

平成 28 年 5 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名

変更前 中 西 篤

変更後 森 内 法 昭

伊勢市公告第 52 号

伊勢市ふるさと未来づくり条例（平成 26 年伊勢市条例第 38 号）第 9 条第 1 項の規定により、高城まちづくりの会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により公告します。

平成 28 年 5 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名

変更前 濱 條 清 子

変更後 米 山 光一郎

伊勢市公告第 53 号

伊勢市ふるさと未来づくり条例（平成 26 年伊勢市条例第 38 号）第 9 条第 1 項の規定により、早修ふるさと未来 N A V I から次のとおり変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により公告します。

平成 28 年 5 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

事務所の所在地

変更前 伊勢市浦口 2 丁目 8 番 5 号

変更後 伊勢市常磐 3 丁目 10 番 19 号

伊勢市公告第 54 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 28 年 5 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	二見町溝口	雑種	茶	雄	中	91 日 以上	茶色の 首輪

2 抑留した日 平成 28 年 5 月 23 日

3 抑留期限 平成 28 年 5 月 30 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

## 伊勢市公告第55号

伊勢市地域農業の振興に関する計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第4条の4第1項第27号ロの規定により公告し、当該計画の変更案をその公告の日から30日間縦覧に供します。

本市に住所を有する者は、当該計画の変更案に対し意見があるときは、縦覧期間満了日までに市に意見書を提出することができます。

平成28年5月30日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 伊勢市地域農業の振興に関する計画の変更案の縦覧期間  
自 平成28年5月30日  
至 平成28年6月29日
  
- 2 伊勢市地域農業の振興に関する計画の変更案の縦覧場所及び意見書の提出先  
伊勢市産業観光部 農林水産課 御菌総合支所1階  
郵送 〒516-8501  
伊勢市御菌町長屋1221番地 伊勢市役所 農林水産課  
TEL 0596-22-0370  
FAX 0596-21-5605  
電子メール nourin@city.ise.mie.jp
  
- 3 意見書の提出方法及び提出に当たっての留意事項  
意見書は、提出先に直接持参するか又は郵送、ファクシミリ若しくは電子メールで提出してください。  
意見の要旨並びに住所、氏名及び電話番号（法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記してくだ

さい。